

空き家利用促進補助金交付事業のご案内（空き家）

～置戸町役場企画財政課からのお知らせ～

この事業は、定住の推進や良好な住環境の整備のため、町内にある良質な中古住宅の取得費用や空き家の改修・解体工事費用の一部を助成し、安心安全な地域づくりを進めることを目的に実施します。

1 助成

（１）空き家取得

基本額～取得費用（消費税除く）の２０％以内で５０万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

加 算～①取得時に入居する１親等以内の親族１人につき １０万円

②取得時に３世代の家族で入居する場合 ５０万円

③子育て世帯又は若者世帯の場合 ５０万円

※補助金総額が売買金額を超える場合は、売買金額が上限。

（２）一般改修工事

基本額～改修工事費用（消費税除く）の５０％以内で５０万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

（３）省エネルギー改修工事

基本額～改修工事費用（消費税除く）の５０％以内で５０万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

（４）空き家解体工事

基本額～解体工事費用（消費税除く）の５０％以内で５０万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。

加 算～アスベスト調査を実施する場合 １０万円

※アスベスト調査費が１０万円未満の場合は、その額を限度とし、千円未満は切り捨てます。

（５）一般改修工事と解体工事に際し、工事の契約業者が町外業者の場合は（２）及び（４）で定めた補助金の４／５とし、町内業者と町外業者の双方と契約する場合は、改修工事費用総額の１／２以上を町外業者が占めたとき（２）及び（４）で定めた補助金の４／５とします。

補助金は改修工事費用を全額支払った時に、指定口座へ振込みます。

※省エネルギー改修工事は、工事の契約業者の所在地を問わずに（３）で定めた補助金の額とします。

2 補助の対象及び住宅

（１）一般改修工事と解体工事の場合は工事に要する費用の合計（消費税除く）が３０万円以上であること。省エネルギー改修工事の場合は工事に要する費用の合計（消費税除く）が２０万円以上であること。

（２）家屋課税台帳に住宅として登録されていること。

（裏に続く）

- (3) 町内に住所を有する個人又は法人今後町内に住所を移そうとする個人若しくは、空き家等の情報登録をしている住宅の所有者、借用者（所有者の承諾書、賃貸契約書写し必要）又は購入者（売買契約書写し必要）、住宅等を解体しようとする方。

※取得の場合は、自ら居住するため又は1親等の親族を入居させるための空き家等を取得して10年以上居住する方。

※解体する住宅は、空き家等の情報登録をしていなくても対象となります。

- (4) 市町村税等債務の履行を遅滞していないこと（町外者は現住所地の市町村税に滞納がないことの証明書必要）。
- (5) 同一住宅において、過去5年の間に、町の住宅改修補助金及びこの空き家利用促進補助金を受けていないこと。ただし、取得に対する補助金については除く。
- (6) 取得に際し、国及び北海道、その他の団体から補助金等の交付を受ける住宅ではないこと。
- (7) 町内に存在し、建築後5年以上を経過していること。
- (8) 店舗又は事務所併用住宅にあっては、居住部分のみを対象とし、賃貸住宅、共同住宅、寮など複数の居住者が同一住宅内に居住する場合は、同一住宅1棟を対象とします。

3 対象となる工事

別紙1のとおり

4 対象とならない工事

- (1) 家具や電化製品などの住宅用備品（例として灯油ストーブ、FF式ストーブ、扇風機など）
- (2) 倉庫・自動車車庫等の修繕
- (3) 門柵、塀だけの新設や改修
- (4) 住宅以外の物置や車庫等の解体
- (5) その他（本制度に不適な事業）

5 事業の流れ

- (1) 申請 補助金交付申請書と必要書類の提出
- (2) 受理 審査後、補助金交付申請受理書を送付します。
（受理日前の取得又は工事は認めません。）
- (3) 工事 完成後速やかに完了届と必要書類を提出
- (4) 交付 確認後、交付決定し、指定口座に振込みます。

◎ 申し込み及び問い合わせ

企画財政課企画係

Tel 0157-52-3312

□一般改修対象工事

工事内容	要件内容等
増築	住宅部分の床面積を増床するための工事
改築	住宅部分を改めて建築する工事
修繕	住宅の耐久性を高めるための工事 安全上や防災上のため、必要な工事 居住性や衛生上必要な工事
外構	除雪軽減のために行う工事
その他	住宅に係わる設備機器で工事を伴う場合 (例～給湯用ボイラー、暖房用ボイラー、風呂釜、浴槽、ユニットバス、換気扇、流し台シンク、洗面台、システムキッチンなど)

□省エネルギー改修対象工事

工事内容		要件内容等
建物全体の断熱改修		建物全体の外皮平均熱貫流率を $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下とする工事
開口部の省エネ改修		窓及びドアの断熱性能を高める工事
躯体の省エネ改修		外壁全体の断熱性能を高める工事
		屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
		床全体の断熱性能を高める工事
高効率設備の導入	高断熱浴槽	JIS A5532 :2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること
	電気ヒートポンプ	JIS C 9220 :2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であること
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること
		給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること
		石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3%以上であること
		石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102%以上であること

	節湯水栓	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること
	燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
	コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニット ・ 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯器 ・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122 ）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準）で 80%以上であること
	空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された 空気清浄機能を有するエアコン、または換気機能を有するエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
	LED照明	工事を伴うものであること
	節水型トイレ	IS A5207 に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5ℓ 以下）
	その他	北海道と協議し、認められたもの

□解体工事

解体工事業の許可を取得又は建設リサイクル法に基づく解体工事業に登録された 事業者が行う、現に居住用として利用されていない住宅を解体する工事（運搬費、処分費を含む。）